

公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公印規程等の一部を改正する訓令

(公印規程の一部改正)

第1条 公印規程(昭和30年岩手県訓令第33号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
公 印			管 守 機 関	備 考	公 印			管 守 機 関	備 考
種 類	ひな型	大きさ (ミリ メー トル)			種 類	ひな型	大きさ (ミリ メー トル)		
[略]					[略]				
知事印	[略]	法務学事課 総括課長並 びに本庁各 部局等の主 管室課及び 出納局の管 理課長(復 興局にあっ ては <u>総務企 画課総括課 長</u> 、国体・ 障がい者ス ポーツ大会 局にあっ ては <u>総務課総 括課長</u>)			知事印	[略]	法務学事課 総括課長並 びに本庁各 部局等の主 管室課及び 出納局の管 理課長(復 興局にあっ ては <u>復興推 進課総括課 長</u> 、国体・ 障がい者ス ポーツ大会 局にあっ ては <u>総務課総 括課長</u>)		
[略]					[略]				
本庁各 部局等 長印	[略]	当該部局等 の主管室課 及び出納局 の管理課長 (復興局に あつては <u>総 務企画課総 括課長</u> 、国			本庁各 部局等 長印	[略]	当該部局等 の主管室課 及び出納局 の管理課長 (復興局に あつては <u>復 興推進課総 括課長</u> 、国		

	体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長)		体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長)
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(気象予警報等事務処理規程の一部改正)

第2条 気象予警報等事務処理規程(昭和40年岩手県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並びに広域振興局の副局長(県南広域振興局にあつては、広域振興局長が指名する副局長)及び経営企画部長(盛岡広域振興局及び県南広域振興局の経営企画部長を除く。以下「広域振興局副局長等」という。)並びに岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長(以下「関係課長等」という。)、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長等に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知(以下「一斉通知」という。)により行うものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並びに広域振興局の副局長(県南広域振興局にあつては、広域振興局長が指名する副局長)及び経営企画部長(県北広域振興局に限る。以下「広域振興局副局長等」という。)並びに岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長(以下「関係課長等」という。)、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長等に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知(以下「一斉通知」という。)により行うものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政文書管理規程の一部改正)

第3条 行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>別表(第31条関係)</p> <p style="text-align: center;">文書記号</p> <p>1 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部局等</th> <th style="width: 33%;">課等</th> <th style="width: 33%;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">政策地域部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査統計課</td> <td style="text-align: center;">調統</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">NPO・文化国際課</td> <td style="text-align: center;">N文</td> </tr> </tbody> </table>	部局等	課等	記号	[略]			政策地域部	[略]	[略]	調査統計課	調統		NPO・文化国際課	N文	<p>別表(第31条関係)</p> <p style="text-align: center;">文書記号</p> <p>1 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部局等</th> <th style="width: 33%;">課等</th> <th style="width: 33%;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">政策地域部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査統計課</td> <td style="text-align: center;">調統</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">情報政策課</td> <td style="text-align: center;">情政</td> </tr> </tbody> </table>	部局等	課等	記号	[略]			政策地域部	[略]	[略]	調査統計課	調統		情報政策課	情政
部局等	課等	記号																											
[略]																													
政策地域部	[略]	[略]																											
	調査統計課	調統																											
	NPO・文化国際課	N文																											
部局等	課等	記号																											
[略]																													
政策地域部	[略]	[略]																											
	調査統計課	調統																											
	情報政策課	情政																											

	地域振興室	地振
環境生活部	[略] 自然保護課 青少年・男女共同参画課 県民くらしの安全課 廃棄物特別対策室	[略] 自 責 県く 廃
保健福祉部	[略] 児童家庭課	[略] 児
商工労働観光部	[略] 科学・ものづくり振興課	[略] 科も
[略]		
復興局	総務企画課	復総
	[略]	[略]
国体・障がい者スポーツ大会局	[略] 競技式典課	[略] 競式
[略]		

2 出先機関

区分	公署	記号
[略]		
広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関	[略]
	環境生活部に属する出先機関	岩手県食肉衛生検査所 食検 岩手県立県民生活セン 県生

	地域振興室 科学 I L C 推進室	地振 科
環境生活部	[略] 自然保護課 県民くらしの安全課 廃棄物特別対策室 若者女性協働推進室	[略] 自 県く 廃 若
保健福祉部	[略] 子ども子育て支援課	[略] 子
商工労働観光部	[略] ものづくり自動車産業振興課	[略] も
[略]		
復興局	復興推進課	復
	[略]	[略]
国体・障がい者スポーツ大会局	[略] 競技式典課 障がい者スポーツ大会課	[略] 競式 障ス
[略]		

2 出先機関

区分	公署	記号
[略]		
広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関	[略]
	政策地域部に属する出先機関	岩手県先端科学研究センター 先科
	環境生活部に属する出先機関	岩手県食肉衛生検査所 食検 岩手県環境保健研究センター 環境研 岩手県立県民生活セン 県生

関	ター	
保健福祉部に属する出先機関	[略]	[略]
	児童相談所 <u>岩手県環境保健研究センター</u> 高等看護学院 [略]	()児相 <u>環保研</u> ()高看 [略]
商工労働観光部に属する出先機関	[略]	[略]
	岩手県福岡事務所 <u>岩手県先端科学研究センター</u> 岩手県立産業技術短期 大学校 [略]	岩福事 <u>先科</u> 産技短() [略]
[略]		

[略]

関	ター	
保健福祉部に属する出先機関	[略]	[略]
	児童相談所 高等看護学院 [略]	()児相 ()高看 [略]
商工労働観光部に属する出先機関	[略]	[略]
	岩手県福岡事務所 <u>岩手県先端科学研究センター</u> 岩手県立産業技術短期 大学校 [略]	岩福事 <u>先科</u> 産技短() [略]
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。